

秋の農作業標準賃金

農業委員会では、平成 15 年度秋の農作業標準賃金を決定しました。

ほ場の異なる場合は、両者間で協議してください。

作 業 名		標 準 賃 金	備 考
稲刈り・一般作業		7,000 円 ~ 8,000 円	1 日 8 時間労働 賄いなし
機 械	コンバイン	14,000 円	10 アールあたり 結束ひもは含まない
	バインダー	7,500 円	10 アールあたり 結束ひもを含む
	ハーベスタ	7,500 円	10 アールあたり
もみの乾燥（生もみ）		700 円	乾燥もみ 30 キログラム 1 袋あたり
もみの乾燥 （ハデかけ・もみ）		300 円	乾燥もみ 30 キログラム 1 袋あたり
もみすり（据付機）		280 円	30 キログラム 1 袋あたり

もみの乾燥は、水分量により協議してください。

お問い合わせ先 農業委員会事務局 電話 72-2103

特別医療費の

助成制度が変わります

10月1日から、入院時の「食事療養費の本人負担分」の支払いが必要に。平成16年4月1日から、要支援・要介護認定の方は「特別医療の本人負担」の支払いが必要になります。

10月1日から、入院時の「食事療養費の本人負担分」の支払いが必要になります。

ただし、住民税非課税世帯などの一定要件に該当し「標準負担額減額認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けている方は、支払いの必要はありません。

「標準負担額減額認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請窓口は、次のとおりです。

会社などが加入している健康保険の方は、社会保険事務所または健康保険組合。国民健康保険・老人保健・介護保険などの方は役場。国家公務員等共済の方は、保険者に申請してください。

また、平成16年4月1日から、要支援・要介護の認定を受けている方は「特別医療費の本人負担分」の支払いが必要になります。

お問い合わせ先

役場健康福祉課（電話72 0334）